

一般財団法人 IX ファウンデーション

奨学生選定委員会規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人 IX ファウンデーション（以下「当法人」という。）の奨学金給付規程に基づき設置する奨学生選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定め、奨学生の選定を公平かつ適正に行うことを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 奨学生応募者の書類審査
- (2) 面接審査
- (3) 奨学生候補者の選定
- (4) その他理事会が必要と認める事項

第2章 組 織

(組織)

第3条 委員会は、3名以上の選定委員をもって構成する。

(選定委員)

第4条 選定委員は、教育、学術、行政、地域振興、産業その他奨学生の選定に関し識見を有する者の中から、理事会の決議により選任する。

(任期)

第5条 選定委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する理事会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された選定委員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 増員により選任された選定委員の任期は、第1項の規定にかかわらず、選任時に在任する他の選定委員の任期の満了する時までとする。

4 選定委員は、第3条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なおその職務を行うものとする。

第3章 会 議

(招集)

第6条 委員会は、代表理事が必要に応じて招集する。

(議長)

第7条 委員会の議長は、出席した選定委員の互選により定める。

(会議の成立及び議決)

第8条 委員会は、選定委員の過半数の出席をもって成立する。

2 議事は、出席した選定委員の過半数をもって決し、可否同数のときは否決されたものとみなす。

(開催方法)

第9条 委員会は、対面のほか、Web 会議システムその他適当と認める方法により開催することができる。

第4章 利益相反

(利益相反の申告)

第10条 選定委員は、応募者との間に公正な審査を妨げるおそれのある関係がある場合は、速やかに代表理事に申し出なければならない。

(審査への関与)

第11条 代表理事は、前条の申出その他の事情により利益相反があると認める場合は、当該応募者に係る審査、採点、協議及び議決への関与を制限することができる。

2 前項により関与を制限された選定委員は、当該応募者について意見を述べ、他の選定委員に働きかけ、その他選定に影響を与える行為をしてはならない。

3 応募者に係る審査及び選定は、第1項の制限を受けていない2名以上の選定委員により行うものとする。

4 前項に定める人数を確保できない場合は、代表理事は、追加の選定委員の選任を理事会に付議することその他公平な審査体制を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

5 前項の審査体制が確保されるまでの間、当該応募者に係る審査及び議決は行わない。

6 第1項により関与を制限された選定委員は、当該応募者に係る審議及び議決に限り、第8条の適用における選定委員の総数及び出席委員の数に算入しない。

第5章 選 定

(選定の基本原則)

第12条 選定委員は、当法人の目的に照らし、応募者の学業成績のみならず、人物、将来性及び地域社会への関心並びに将来の貢献意欲等を総合的に勘案し、公平かつ公正に審査を行うものとする。

(守秘義務)

第13条 選定委員は、職務上知り得た応募者の個人情報及び審査内容その他の秘密を漏らしてはならない。

2 前項の規定は、退任後も適用する。

(選定結果の報告)

第14条 委員会は、審査結果を取りまとめ、代表理事に報告する。

2 代表理事は、前項の報告を受け、理事会に奨学生候補者を付議するものとする。

第6章 補 則

(事務局)

第15条 委員会の事務は、当法人事務局が行う。

2 事務局は、委員会の運営を補助するものとし、選定には加わらない。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

1 この規程は、2026年7月22日から施行する。(2026年7月22日理事会決議)

2 この規程の一部改正は、2026年8月10日から施行する。(2026年8月10日理事会決議)